幹事会(H30.11.13)で出された意見等

施策(2)① i : 鉄道とバスの乗継や競合区間の利用者選択の拡大 〜鉄道駅、バス待合所相互に時刻表を設置することについて〜

【事務局】

- ・バス再編の住民説明会で出された意見のうち、「鉄道とバスの連携」を望む声があがっており、 その中で各事業者とされて取り組みやすい事例ではないかと判断し、提案をした。
- ・<u>JRやMR駅に最寄りのバス停の時刻表を、バス待合所に最寄りのJRやMR駅の時刻表を掲示し、利用者の選択の拡大や鉄道駅から支線として分岐するバスへの接続向上を目的</u>としたものとなる。

【JR九州幹事】

- ・ J R が運行している佐世保駅から早岐駅までは、バスも10分おきくらいに運行されており、 利用者のすみわけは一定なされているという状況がある。
- ・<u>並走しているバス区間ではなく、それ以外の方面のバスのダイヤを掲示したほうがいい</u>のではないか。
- ・時刻表のみでなく路線図も整備したほうが利用者はわかりやすいと思う。

【松浦鉄道幹事】

- ・支線のバスのみならず、駅間の距離が長いところはバスに乗り換える場合もある。特に<u>佐々駅</u> におけるバスと鉄道の乗換がうまくいけば、利便性の向上により鉄道と支線バス及び高速バス 等相互の利用促進等にもつながる可能性がある。
- ・駅の掲示板を活用することはできる。

【交通局幹事】

・バス停は掲示する面積が少ないので、交通局の場合、例えば大野車庫の待合所のように掲示スペースがある場合は、最寄駅である松浦鉄道の左石駅の時刻表を貼ることは可能である。また、佐世保駅前の待合所はJR、MRの時刻表を貼ることはできる等、<u>物理的に可能なところはやっていきたい。</u>

【西肥自動車幹事】

- ・バス停についても表示の工夫をしたりする等、検討できる余地はあると思う。
- ・鉄道駅に応じた行先のバスやフィーダー系統のバスも含めて検討していきたい。

【させぼバス幹事】

・バス停には行先と時刻以外は掲示してはならないと規制が以前あったのではないかと記憶しているが如何か。

【都市整備部幹事】(後日事務局を通じて回答あり)

- ・バス事業者が事業の一部として掲出するものは自家広告物として取り扱うため、合計 10 ㎡までは許可不要である。
- ・JRが掲出する場合は、バス事業者と直接関係がないため、一般広告物となる。一般広告物については、面積による許可の適用除外がないため、全て許可が必要となる。その際、道路上であれば道路管理者の占用許可を義務付けている。
- ・ただし、「市(地域交通部局)より、市民の地域交通上必要なもので市がお願いしている」などの副申書が提出されれば、行政が掲出したものとみなし許可不要として取扱う。

【事務局まとめ】

- ・連携の必要性は各事業者とも一定理解はするものの、表示の仕方やどの行先との連携にするか等、 検討する余地があるというものである。
- ・住民のみでなく観光客を含めた多方面での利用の視点で検討して頂きたい。

施策(4)① ii : 地域住民・利用者等に対する情報提供・意識啓発の推進 ~ノーマイカーデーの取り組み~

【西肥自動車幹事】

・今後3年間バス路線を維持していくにあたって、全体の人口減や諸環境が変わっていく中、ノーマイカーデーの取り組みについて、事業者だけでなく地域、自治体も含めて、この協議会で推進していけないかと考えている。

【事務局】

・市では環境部を中心に取り組んでおり、国・県でも推進されているが、公共交通利用促進に結びつく 形になっていない状況がある。市内でもエコに取り組んでいる企業が宣言(E宣言)を出されたり、 国からの認定書を貰ったりされているので、例えばそういう会社をバス車内に掲示し企業のイメー ジアップに繋がることで拡大していく等、別途、話をしていきたいと考える。